

「(仮称)西宮市まちづくり基本条例素案」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成30年4月2日から5月2日にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、2名から7件のご意見をいただきました。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

■提出人数及び意見件数

①提出人数

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	未記入	合計
男性	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2

②居住地域別

地域	人数
本庁	2
鳴尾	0
甲東	0
瓦木	0
塩瀬	0
山口	0
市外	0
未記入	0
合計	2

回答分類	内容	件数
①素案に記載済	意見内容が既に素案に盛り込まれているもの。	0
②意見を反映	意見内容を基に、素案の修正や追加を行ったもの。	4
③今後の参考・検討	素案の修正はしないが、今後の参考とするもの、検討していくもの。	0
④対応が困難	対応が困難なもの。市の考え方と方向性が合致しないもの。	3
⑤その他	疑問・質問や感想、他の事業と関連する意見に対する回答など。	0
	合計	7

1 意見の概要と市の考え方

※回答区分「①条例案に記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難 ⑤その他」

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	<p>近い将来発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模災害や環境汚染から住民をまもるまちづくりの観点も重要であることから、基本理念に「災害や公害から市民の命と健康を守り」という文言を記載するべきである。</p>	2		②
2	<p>まちづくりにおけるアスベスト問題などの安全に関するリスクコミュニケーション※を推進するため、市及び事業者の責務について、下記のとおり追加することを提案する。</p> <p>市の責務 ・市は、西宮市におけるまちづくりに関するリスク情報の公開を徹底し、市、市民、事業者が対話できる場を構築し、リスクコミュニケーションを積極的に進めなければならない。</p> <p>事業者の責務 ・事業者は、安全な住環境を保全するため、事前調査を十分に行い、市民に対してリスク情報を提供し、市とともにリスクコミュニケーションを積極的に進めなければならない。</p> <p>※リスクコミュニケーションとはあるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。</p>	2	<p>本条例は、市、市民、事業者が都市の健全な発展と秩序ある土地利用のための規制・誘導、都市施設の整備及び市街地開発等による住環境やまちなみの保全形成に係るまちづくりを進めていくことを主眼としています。</p> <p>したがって、災害や公害のリスクから市民の生活を守ることを対象とするものではありません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本条例では「まちづくり」を土地利用の規制・誘導、都市整備・開発・保全等に限定していますが、一般的に「まちづくり」は市民生活に係る幅広い分野にわたるものとの解釈も可能であることから、ご意見も踏まえて、本条例の趣旨に鑑み、条例名を「西宮市<u>まちなみ</u>まちづくり基本条例」に変更します。</p>	②
3	<p>西宮市においては、高度経済成長期に建てられた建物の解体工事が増加すると考えられる。これらの建物には多くのアスベストが使用されており、いかに安全にアスベストを除去できるかが問われている。解体工事の際に、市民がアスベストに暴露し健康被害を受けるリスクを防止するため、環境省が作成した「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」等を活用し、市、市民、事業者が対話を通じて相互理解を深めるリスクコミュニケーションを進める仕組みの構築を提案する。</p>	2	<p>本条例は、本市におけるより良いまちなみの保全や住環境形成を推進していくために基本理念を定めるものであり、ご意見としていただいた市民生活の安全に係る個別の事象に関する取扱いを定めることを目的としていません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	④

1 意見の概要と市の考え方

※回答区分「①条例案に記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難 ⑤その他」

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
4	開発計画において、解体が先行する場合には、この「まちづくり基本条例」の適応起点を解体工事着工前とするべきである。	1	<p>本条例は、本市におけるまちづくりを進める上での基本理念を規定するとともに、その理念を規範とし、必要な条例を体系的に整備するために定めるもので、個別の開発計画の手続き内容や基準、その適用期日などを定めるものではありません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、上記回答に関連し、説明資料「(仮称)西宮市まちづくり基本条例の制定について」P2(3)まちづくりに関する条例等の内容を下線部のとおり変更します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>市は、本条例に規定するまちづくりを適切かつ効率的に進めるために、まちづくりに関する条例等を<b>本条例で定める基本理念の下</b>に体系的に整備します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>まちなみまちづくり基本条例に定める 基本理念</b></p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 体系化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発事業等におけるまちづくりに関する条例</li> <li>・ 都市景観条例</li> <li>・ 屋外広告物条例</li> <li>・ 風致地区内における建築等の規制に関する条例</li> <li>・ 地区計画等の案の作成手続きに関する条例</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓ など</p> </div>	④

「(仮称)西宮市まちづくり基本条例素案」にかかる修正箇所対応表

様式 3 号

パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧

NO.	意見 NO.	修正前	修正後	素案 頁・行
1	1, 2, 3	条例名称：西宮市まちづくり基本条例	条例名称：西宮市 <u>まちなみ</u> まちづくり基本条例	全体

パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

NO.	意見 NO.	修正前	修正後	修正理由	素案 頁・行
1	—	<p>(2)市、市民、事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、基本理念に即して、まちづくりに関する施策を立案・実施しなければならない。</li> <li>また、施策の実施にあたっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう努めなければならない。</li> </ul> <p>・ 市は、西宮市におけるまちづくりが適正に行われるよう基本理念の普及及び啓発に努めなければならない。</p> <p>・ 市民は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしい魅力的で快適かつ安全な住環境を保全育成するため、まちづくりへの積極的な参画に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。</p> <p>・ 事業者は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしいまちづくりの実現に貢献するよう努めるとともに市民や市との連携に努め、市の施策に協力しなければならない。</p>	<p>(2)市、市民、事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、基本理念に即して、まちづくりに関する施策を立案・実施しなければならない。</li> <li>また、施策の実施にあたっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう<u>まちづくりに関する情報提供に努めるなど適切な措置を取るとともに、市民等の意見を十分に反映する</u>よう努めなければならない。</li> </ul> <p>・ 市は、西宮市におけるまちづくりが適正に行われるよう基本理念の普及及び啓発に努めなければならない。</p> <p>・ 市民は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしい魅力的で快適かつ安全な住環境を保全育成するため、まちづくりへの積極的な参画に努めるとともに、市の<u>実施する基本理念にのっとり</u>た施策に協力しなければならない。</p> <p>・ 事業者は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしいまちづくりの実現に貢献するよう努めるとともに市民や市との連携に努め、市の<u>実施する基本理念にのっとり</u>た施策に協力しなければならない。</p>	<p>本市における良好なまちなみや住環境の保全形成のための基本理念にのっとりた施策の実施にあたっては、市民や事業者の参画や協力が不可欠であることから、市がまちづくりに関する情報提供に努めることや市民等の意見を十分に反映することを明記しました。</p>	2